保護者のみなさまへ

学校災害共済給付について

学校の管理下での災害（けがなど）で病院を受診した際の診療報酬点数が500点以上であった場合、日本スポーツ振興センターから災害救済給付をうけることができます。

学校から病院に連れていった場合はもちろんのこと、お子さんが帰宅後にご家庭から病院に連れていってくださった場合も、後日申請していただけましたら給付を受けることができます。

家庭でおこなっていただくこと

① 医療機関で健康保険証と医療証を掲示して受診します。（この際の医療費は保護者が支払います）

② 病院を受診したことを担任にお知らせください。必要な書類をお渡しします。

③ 受診された医療機関・薬局へ書類を提出し、記入してもらってください（請求書類は、治療を受けた医療機関別にひと月ごとに必要です）。

④ 記入済みの書類を担任を通じて提出してください。審査後、3ヶ月ほどで給付されます。

給付金額

◆ 医療証（こども医療証、ひとり親家庭医療証など）を使用された場合

【窓口負担金＋1割（療養に伴って要する費用）】

注　意

・初診から治癒するまでの診療報酬点数が500点以上の場合に請求できます。500点未満の時は請求できません。

・治療が複数月にわたる場合はひと月毎の請求になりますので、月をまたいで受診された場合は担任か養護教諭（保健室）までお申し出ください。